



生衛法制定60周年～生衛業を守る基本法～

昭和32年に制定・施行された生衛法は、平成29年に60周年を迎えました。法制定当時は、戦後の経済復興で生衛業施設が増えるなか、低価格店等が全国に拡大し、経営基盤が極めて脆弱な営業者は顧客争奪のために過度な競争に陥り、その結果、生衛業経営において衛生水準の保持に困難を来すことが懸念されました。生衛業の先達は、営業者の過度の競争を防止し、経営の安定をもたらすための措置を講じることによって、公衆衛生の向上及び増進を図るという趣旨で、法律の制定を国会に請願し、生衛業界が一丸となって繰り返し行動した結果、制定されたのが生衛法です。

いつの時代にあっても、生衛業は地域密着産業として、日々の国民生活に欠かせない重要な営業であり、公衆衛生の向上を図るため、生衛業の健全な経営を確保することを目的とする生衛法は、まさに生衛業の基本法です。

超高齢社会においては安全・安心な社会環境づくりが求められており、生衛業は、地域に根差した産業として、つながり、顧客基盤、人情、ぬくもり、小回り、笑顔の対面サービス、迅速性等経営面の強みを生かして、お客様に喜んでいただき、地域社会に貢献していくことが期待されています。

生衛業を守り続けて60年

生衛法は、昭和32年に制定・施行され、平成29年に60周年を迎えました。

法制定当時の生衛業は、戦後の経済復興で施設数が増えるなか、低価格店等が全国に拡大し、経営基盤が極めて脆弱な営業者は顧客争奪のために過度な競争に陥り、その結果、生衛業経営において衛生水準の維持に困難を来すことが懸念されました。

生衛業の先達は、営業者の過度の競争を防止し、経営の安定をもたらすための措置を講じることによって、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とした法律の制定を国会に請願し、制定されたのが生衛法です。

60年周年を機に、先人たちの活動の歴史をご紹介します。

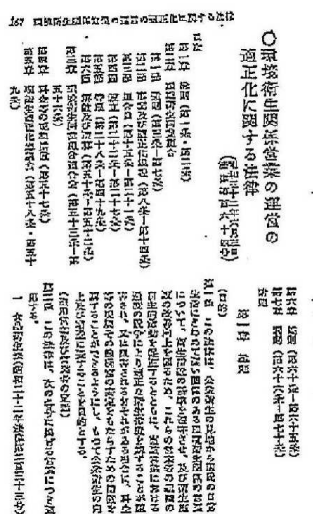


①生衛業(理容・美容業等)は、統制料金解除後、過当競争(不正常な低料金)で経営支障事態に陥り、このままでは生活はもちろんのこと、お客様への衛生的なサービス提供までも危惧される事態となることが懸念されました。過当競争が問題の根源である以上、営業内容に対する法的規制でなければ根本的な解決策とはなり得ないと主張しました。厚生省、労働省、公正取引委員会に提訴・陳情しましたが、解決に到らず、業界に何らかの法的規制要求の声が高まりました。



環衛法関係業者全国大会会場風景

②昭和30年5月、全国理容連盟・全国美容連盟は日比谷公会堂で1万人を集め「全国総決起大会」。国会・霞が関へ1万人デモ行進「生活安定のための適正料金をわれらに！」と訴え、国会に「業界安定法」の制定を請願しました。



③昭和31年、議員立法で「環
営法」案の提出も2回継続審
査となりました。3回目の提
出で衆議院は全会一致も、参
議院での審議は難航し、会期
末直前の昭和32年5月18日午後
11時40分、「骨抜き」修正案で
の可決となりました。
参議院の修正可決直後、衆議
院では突如、会期の1日延長を
決定し、5月19日午後11時45分、
衆議院は参議院修正案を否決
し、衆議院原案を再可決しま
した。生衛法の誕生です。



④環境業専門の環境金融公庫設立

環境法制定後も先人たちは行動を続け、
組合の力で環境業専門の環境衛生金融
公庫が設立されました。(昭42)
昭和41年10月11日、日本武道館の総決
起集会では、14業種1万5000人を動員、
「低利・長期の融資を!」と訴えました。
(佐藤栄作総理大臣も出席。)
現在も、日本政策金融公庫の生衛融資
として引き継がれています。

※H13年に「環境衛生」を「生活衛生」と改称

生衛法は生衛業の先人の仲間や後輩やお客様を思う熱い「志」の結晶です